

NO. 3  
August '87**Kewstletter**神戸女学院大学  
女性学  
インスティチュート

5月11日、シンポジウムより

**女子学生と法・法律・法学**

床 谷 文 雄

よく他の大学に勤めている人から、女子大の学生だったら結婚や離婚など家族法については興味があるでしょう、ということを言われます。ところが前回のニュースレターで書いたように、私が本学に赴任するまえに予想していたほどには、学生諸君は婚姻や離婚の法律について興味を示しません。どうやら多くの学生には、法学という学問自体に対する拒否感があるようです。私は、本学において講義をもった最初の数年間、「日本国憲法」や「法学」の講義の初めにアンケートを取って、学生たちの法学・法律・法律学に対する関心の有無、これらに対し持っているイメージなどを書いてもらっていました。また今回、あらためて「法学」の受講生に、女性として特に法学のどういうところに興味・関心があるか、女性として法学を学ぶ意義はどこにあると思うか、両性の平等に関して最も問題が大きいと思うのは何か、ということを聞いてみました。今回はそうした学生諸君に書いてもらったアンケートの結果などを紹介しながら、「女子学生と法学」について、前稿の補足をしたいと思います。

「日本国憲法」の受講生に、彼女たちが法、特に日本国

憲法についてどのようなイメージを持っているかたずねたところ、予想どおり、大半は、否定的な憲法像・法律像を持っていました。つまり、憲法をはじめ法律は「見えないところで日常生活を縛っているもの」ではあるが、「日常生活で人々の意識の中には存在しないものである」。「あまり身近に感じない」「親しみにくい」。「国民の生活とはあまり関連はない」「自分とは次元が違う。ある特殊な場合に適用されるもの」と考えられている。その理由の一つには、憲法および法律の文章そのものが馴染みにくいことがある。なかには「簡潔にうまくまとめられている文章だ」という声もあるが、ほとんどの者は「難しい」「覚えにくい」「ひどく曖昧」「ややこしい」「苦手」「もっと分かりやすい言葉・文章だといい」「理解しにくい」「形式的なもの」「堅苦しい」というように、批判する。結局のところ憲法・法律は、「抽象的すぎて、直接は関係ないような固いイメージ」を持たれているようである。内容についても、「国民の生活の基本となるもの」「人ととの利害関係の対立のバランスをできるだけうまくとるための支点のようなもの」「大切なもの」という少数の意見は、「重々しい」「暗い」「融通がきかない」「面白みがない」「実生活において、あまり使われていないもの」「法律は秩序を守るためにものであって、人を守

るためのものではない」という声にかき消されてしまう。法律は「訴訟をおこすときに使うもの」であり、「平凡な生活を送ろうと思えば、一生知らなくてもいいようなむつかしいもの」だから、「専門家だけが使うもの」であって、「一般市民には手に負えない。困ったときは弁護士さんに頼もう」ということになる。「法律は変わっていく物だから、法律そのものにはそれほど興味がない」し、「ただひたすら暗記」であり、「若い世代の人々に敬遠されそうなもの」とさんざんである。このように、法律を学ぶ積極的な意欲をもつものはきわめて少ない。

それでも毎年、七割ぐらいのものが「日本国憲法」を履修する。それは、なぜか。「教職・幼免取得に必要」だからである。「興味がある」「自分の国の憲法ぐらいは知っておくべき」というのは少数派であり、多くのものは仕方なく取っているという感じである。つまり、「興味はないが、教職に必要だから」というのである。したがって、追加登録または登録取り消しの理由としては、ほぼ全員が「教職を取るから」「教職を取るのを止めたから」となる。「社会に出たとき得をする」というのも多少問題だが、もう少し積極的に、憲法を学んでほしい。

法・法律・法学一般について「法学」の受講生にたずねた場合も、大体、同様の感想が多いが、「法学」は二年生以上が多く、(教職) 必修ではなく、選択科目であるので、やや法の役割に理解・関心を示すものが増える。「法学」の受講生に関心のあるものを書いてもらうと、「女性の社会的地位」「安樂死・尊厳死問題」「日常生活に密着した法律」「公害裁判」「優生保護法について」「離婚裁判における子供の扶養義務や財産分配」「現代社会においてのプライバシー」「死刑は必要かどうか」「人工授精・体外受精の問題」「脳死」「身近に迫ってくる男女の性のうえでの差別問題」「雇用機会均等法」「国際結婚」などが出てくる。

こうしてみると、女子学生が興味を持っているのは、家族法から、刑法、医事法、労働法、国際法(国際私法)まで、かなり幅が広く、しかも人によって関心の持ちどころが異なっている(もっとも、こうした具体的な関心事を挙げるものは少ない)。女性だから結婚・離婚の法律に特に関心があるのではないかというのではなく、正しくないようである。むしろ、上級生になると、就職のことがあるので、労働関係における男女差別についての関心が深い。婚姻・離婚の法律に関心を深くするのは、そのあとなのであろう。

「法学は大人の学問である」「人間およびその社会を深く知らなければ、法の何たるかは分からぬ」といわれる。その意味では、私などもまだまだであるが、学生はなおさらである。しかし、他面、学生時代は、変な妥協をせずに、物事を純粹に考えることができるときである。ちょっと視野を広げれば、社会にある女性、家庭にある女性がどのような立場にあるかに気が付くであろうし、

それを裏付けている法律の問題にも関心が生まれてくると思う。「法学」の受講生が特に関心のあるものとして挙げた、「女性の社会的地位」「離婚裁判」「性差別」「優生保護法」など、女性に直接関わるものだけでなく、「安樂死」「死刑制度」「脳死」などについても、女性として、人間として、こうしたものを見てみると、望ましいことがある。単に関心があるというにとどまらず、とらわれない女性の目と心でそれを学び、現在の法制度に対して、大いに文句を言うようになって欲しいものである。大学時代は実際生活上の問題に触れる機会が少ない。法学は法を通じて、社会に起こっている出来事に目を向け、考え、それを批判するための場でもある。それが社会人になるための準備にもなるであろうから。(1987.6.18)

### 国際交流体験記

女性学インスティチュートは、1985年に本学院がアジアのキリスト教女子大学でつくる AWI (Asian Women's Institute) に加盟して、設置されました。これは、女性研究を行う上で、従来のように欧米だけではなく、私達の目をアジアに向け、アジアの人々との交流の必要性を考える機会となりました。

以下は AWI の交換留学生 Miss Christine Marley の日本滞在中、ルームメイトとしてお世話を下さった、森田さんのインド体験記です。

#### 「どれがインド・全部インド」

#### E 4 森田真帆

インド。カレー、サリー、ガンジーという三語から浮かびくるイメージ以外、何も知らなかつたのが、'85冬。AWI を通してきた留学生クリスのおかげで、彼女の帰国した6ヶ月後には、私のインドに関する知識は白黒テレビからカラーへ、といった程度に進歩した。その知識を頼りに帰国したクリスを訪ね、インドのマドラス空港へ降り立つのが'86夏。去年の事である。縁とは不思議なもので、帰国後「又、インドに行きたい、絶対に行きたい」と悶々としていた私は、応募した日印友好賞の小論文が入賞し、インドへの往復航空券を手に入れてしまった。それが'87、今年の春の事だ。

こうしてクリスの帰国後一年も経ぬ内に、思いがけず、二度もインドを訪れる機会に恵まれた。一度目はクリスの家でインドの家庭生活、日常生活にどっぷりと浸れることができた。そして、今回、自分の度胸と胃の強さを再確認しながら各地を回った旅行では、実にさまざま人と出会い、すれ違い、本当に楽しかったと同時に多くの事を目の当たりにして随分考えさせられた。

一つ、強く思ったのは、普通の平均的なインド人など存在しないという事である。宗教の違い、カーストの違

い、そしてその二つが複雑にからみあって生まれる貧富の差などから、多種多様の人間があの国にはひしめいている。彼らが共通の価値観を持つはずも、持てるはずも無く、それそれが自分の基準（ものさし）のもとで生活しているのは当然である。ましてや、通りすがりの旅行者である私が自分のものさしで彼等を判断するのは絶対にしてはならない事であろう。かくして、私は、伸縮自在のものさしを手にインドを歩いたのだが、これがインド旅行を楽しく有意義なものにするコツだと知ったのはずっと後になってからだった。

クリスの家の家事一般をこなす者に、バイオレットという人がいた。彼女はお手伝いさん、というよりはむしろサーバント（使用人）と呼ばれるにふさわしい状態で、今だにインドに存在する人々の一人である。サーバントという言葉に抵抗を感じるのは外国人である私だけであるらしく、雇うほうはもちろん、雇われるほうもあっさりと自分の立場を受け入れている。一つの家に雇われている者同士の中にも暗黙の序列があり、バイオレットは主に料理・洗濯を担当し、掃除は彼女より格が一つ下になる別の人気がしていた。

バイオレットの年の頃は35ぐらいだったろうか。いや、生活苦の為実際より老けて見えていたのかもしれない。夫は他の女とどこかへ行ってしまったので子供達を一人で養わねばならない。でも夫はよく暴力をふるったので今のはうが気が休まる。あの頃は本当につらくて、何度も死のうとしたか。彼女がこの家で働いている姿しか知らないかった私は、かんかん日の照る真青な空の下で、次々と明かされる彼女の身の上話を複雑な思いで聞いていた。

しかし、苦労している様に思われるバイオレットでさえ、インドの最下層ではない。上を見たらキリがないのと同様、インドでは下を見てもキリがないのである。私と年の違わぬ女性が子供を抱きかかえ物乞いをするのを見てどうしようも無い罪悪感を感じたりした。そういう路上生活者の前を通り過ぎ、住宅街の中の家へ一歩足を踏み入れれば、毛足が5cmもある絨毯に象の牙をころがす様に置く、金持ちがいることも私は知っている。

この両極端を知る私は、どれが本当のインドなのだろう、と自問しながらも、見たものすべてが本当のインドなのだろうな、と納得するより他に術を知らない。しかし、インドという国に何らかの答えが欲しくて、二度、三度とインドに舞い戻る人がいる事実だけは容易に納得できる。それ程インドは人を魅きつけて止まないのだ。

\* \* \*

## 世界女子学生会議

第二回世界女子学生会議は5月16~17日、朝日新聞社と朝日放送主催で行われました。「働きながら生きる」をテーマに、世界11カ国の女子学生が集まり、日本からは昨年に引き続き本学院英文科の学生がパネリストとして参加しました。

### 「第二回世界女子学生会議に出席して」

#### E 4 美 坂 薫

##### 女性にとって職業とは何か

キャリア・ウーマンというと男性と同等な地位や報酬を得るホワイトカラーの女性をイメージしがちであるが、実際、女性の職種は様々である。例えば、中国・フィリピン・インドのように農業を経済基盤とする国々では、常に妻は夫と共に労働に携わっている。アメリカでは女性によるボランティア活動も盛んである。そして何よりも、世界共通して女性は家事・育児という定年のない職業に従事してきた。その意味では多くの女性が常に職業婦人であった。それが今では、様々な社会変化の中で、女性は家庭の外に職場を求めるようになった。

##### 職業に何を期待しているのか

社会・文化・歴史的背景の異なる各国の女子学生たちは、家庭の外で仕事を続ける意志を持ち、それは経済的自立の目的以上に自己発展のためである。

女性が職業を続ける上で、家事・育児は世界中どこでも避けられない問題である。保育所等の施設は不十分でコストも高く、産休も十分でない。又、日本では母親の仕事のために子供を保育所に預けることに対して社会的批判もある。しかし、女性の職場に保育所があり、有給の産休が与えられている（ソ連）、男性の産休が認められ、夫婦で育児を分担する（スウェーデン）、メイドを雇うのが普通である（インド・フィリピン）など、女性の社会進出を可能にする各国の状況も披露された。

しかし、職場での男女差別が多少なくなりつつあるとはいえる、まだまだ問題は残されている。ホワイトカラーのエリート女性たちが家事・育児をメイドや保育所など他の女性に任せることで、女性間で職業差別を生むというのもその一つである。女性がお互いに職場を提供したい、双方の経済的自立を支え合っている一方で、給料や労働条件の悪いメイド達は社会的に弱い存在になっている。これは今後検討されるべき問題であろう。

私にとって、各国のパネリスト達と昼夜を共に過ごした会議前後一週間は、いろいろな意見交換ができ、貴重な体験であった。自分の能力を十分にいかす場を模索しながら、家庭と職業を充実させるために常にチャレンジし続ける彼女達のたくましさを感じずにはいられなかっ

た。同時に、自己発展を目的とする職業のためにでさえ、愛情・友情・結婚・出産を犠牲にはできないという一致した考えは、仕事の成功のみを追及するという外国人キャリア・ウーマンのイメージをもつ日本人女性の一人として、私には新たな発見であり、人生の共通する目的を持つ世界の女性たちに親しみを覚えた。

### 1987年度前期活動報告

#### ◎シンポジウム 5月11日（月）

##### 『私たちのなかのアジアを考える— アジアの女性の声を聞く』

司会：別府恵子教授

アジアキリスト教協議会（C C A）主催の「東アジア女性会議」（5月7日～9日、於福岡）に出席するため来日された次の方々は、韓国・台湾・インドで女性と人権のために草の根の活動をしている女性たちです。

発題者：Ms.Cornne Kumar D'souza（インド）

Ms.Chou Ching-yu（台湾）

Ms.Ruth Kao（ヶ月）

Ms.Lee Hyum-Sook（韓国）

Ms.松田瑞穂（C C A）

Women's Concerns 担当

英語を話すのがあまり好きでないという Lee Hyum-Sook さんをはじめ、インドの Cornne Kumar D'souza さんらが指摘する通り、私達の欧米中心的な見方を問い合わせる必要がある。例えば従来の社会科学はヨーロッパ中心的（Eurocentric）、男性中心的（Androcentric）であったが、この知の構造の組みかえがされなければならぬ。

日本は地理的にはアジアに位置しているが、欧米を志向する経済大国である。

フィリピンの総予算に相当するという日本の軍事費のG N P 1%の枠もはずされ、益々アジアの人々に脅威をいだかせている。この問題をはじめ、多国籍企業、買春、観光、核廃棄物の太平洋投棄など、日本社会のかかえる諸問題の一つにでも目を向けることが、アジアの問題を考え、アジアの女性たちと連帶していくことになろう。

#### ◎第一回講演会 6月5日（金）

##### 『日常性のフェミニズム—男と女の関係学、 文化人類学的視点から』

池田啓子氏（イリノイ大学助教授・甲南イリノイセンター所長・神戸女学院同窓生）

ここでいう日常性のフェミニズムとは、日常出会うセクシズムに対してどう対抗していくか、日常どういう時に女は「カチン」とくるかということである。日本とアメリカの例を使ってフェミニズムの断面を見ると、同じような現象は両方の文化に見られるが、少し強調されて

いる部分が異なる。

日本では男女の役割が明確に分かれていますが、重なる部分が少ない。各々が独立して自分の役割が遂行できるが、他方相互依存的なところもあるが、お互いに相手の働きを必要とする。

アメリカでは、異性として、恋愛の対象としての性の分離は強調されるが、日本と違って役割には重なる部分がある。このような役割と結びついた形で、女らしさ、男らしさが規定される。

男と女の関係を見ると、アメリカでは近代主義的恋愛結婚觀が強く、結婚には愛とセックスが必要不可欠である。ところが日本の場合比較的この三つが分離しているのではないだろうか。

「保護による平等」か「男なみ平等」かという論争は古く、すでに平塚らいてうと与謝野晶子の間でなされたものである。今フェミニストたちが目ざしているのはどちらでもなく、男性社会がつくったパラダイムの転換をして、女のパラタイム・女のディスコースをたてることである。

#### ◎第二回講演会 7月2日（木）

Ms.M.S.Kinsey（神戸女学院大学客員教授）

“Is There Feminine Art? Changing Roles for Women Artists.”

Women have always been artists, but their styles and images have been defined by male artists. However, recently female artists have searched their souls and experiences to find new images, fresh methods and innovative materials which have made changes in the appearance of contemporary avant-garde art. Speaking of materials, Judy Chicago, for instance, used the idea of embroidery that was traditionally women's art.

What is feminine about international art today is that new area of idea is open, and artists are free to look into themselves much more personally.

#### 秋の講演会予定

• 11月16日（月）

青木やよひ氏（評論家）

「フェミニズムとエコロジー」

#### 女性学インスティチュート編集委員

別府恵子、松田高志、内藤純子、床谷文雄（ABC順）

編集：神戸女学院大学女性学インスティチュート

発行：〒662 西宮市岡田山4-1 ☎(0798)52-0955(代)